

# 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター一定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、静岡県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者及び消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の相談対応、又は当該相談に関する営業者及び生活衛生同業組合の指導
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の13で規定する標準営業約款に関する営業者の登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催、又はこれらの開催のあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集及び提供
- (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (基 金)

第8条 この法人は理事会で別に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

### (財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、次項で定めるものほか、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社（信託業務を行う銀行を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

### (基金の処分)

第10条 基金の処分をしようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得るものとする。

### (事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書、収支予算書等」という。）については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、静岡県知事に提出しなければならない。
- 3 每事業年度の開始後、第1項の事業計画書、収支予算書等を変更しようとするときは、理事長は変更後の事業計画書、収支予算書等を作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項各号の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に静岡県知事に提出しなければならぬ。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の同意を得るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分（基本財産の処分を除く。）又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ同意を得なければならない。

## (会計原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

## 第3章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

#### (評議員の定数)

第16条 この法人に、評議員12名以上18名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「一般社団・財團法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

#### （評議員の権限）

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

#### （評議員の任期）

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### （評議員に対する報酬等）

第20条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

#### （構成及び権限）

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (3) 理事及び監事の報酬等及び費用の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号で定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第24条 理事長（前条第4項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員。次項に同じ。）は評議員会の開催の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により、通知を発することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で別に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事長のほか、出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

#### (種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、4名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長のうち1名をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事である副理事長以外の副理事長3名及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、代表理事である副理事長が理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第30条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第35条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することがで

きる。ただし、監事を解任する場合は、評議員現在数の3分の2以上の決議により行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (役員の報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長及び常勤の専務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第2節 理事会

#### (構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時、場所、目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号で定めるものほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部の管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）

## の整備

### (種類及び開催)

第39条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
  - (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は理事及び監事の承諾を得た場合は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事長、代表理事である副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得るものとする。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、静岡県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において公益法人認定法第30条第2項で規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の決議により、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 委員会及び事務局

(委員会)

第51条 この法人の各事業を実施するために必要があるときは、理事長は当該事業に関し調査検討する委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、当該事業に精通する学識経験者、消費者団体及び事業者団体の役職員のうちから理事長が選任する。ただし、この法人の組織運営及び事業全般の執行等に係る重要事項に関する委員会を設置する場合は、当該委員会の委員は理事会において選任及び解任するものとし、委員構成、当該委員会の運営の細則等についても理事会の決議を経て理事会において定めるものとする。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、当該委員会設置の都度、理事長が別に定める。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。  
3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (7) 事業計画書、収支予算書等
- (8) 事業報告
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項で定める情報公開に関する規程による。

## 第7章 賛助会員及び特別会員

(賛助会員及び特別会員)

第54条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員又は特別会員とすることができる。

- 2 賛助会員及び特別会員に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等の適切な情報開示に努めるものとする。

2 情報公開に関する規程は、評議員会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 補 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は森川進、代表理事である副理事長は山田芳太郎、他の副理事長は豊嶋武、神谷善彦及び平川才又、専務理事は藤井正司とする。